



# 市議会・選挙

## 市議会

議会事務局 ☎50-1217

市議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成されています。任期は4年で、22人の議員により構成され、毎年3月、6月、9月、12月に行われる定例会と、必要に応じて開催される臨時会で、市政の運営方針や条例の制定・改廃、予算・決算など、市政全般における重要案件を審議し、より良い香取市のまちづくりに努めています。また、議員は各常任委員会に所

属し、市民生活の課題や住みよいまちづくりのため日々活動しています。

市議会では、2月、5月、8月、11月の年4回、「かとり市議会だより」を発行しています。

また、市議会ホームページ <http://www.city.katori.lg.jp/gikai/> でもご覧いただけます。

## 議会の構成



議会は、本会議(定例会)と委員会で構成されています。

### 委員会

#### ● 常任委員会

その所管に属する議案、請願・陳情の審査および事務に関する調査を行うため設置されています。

- ・総務企画常任委員会
- ・福祉教育常任委員会
- ・生活経済建設常任委員会

#### ● 議会運営委員会

議会の円滑かつ効率的な運営を行うために設置される委員会で、会期の決定など議会運営に関すること、会議規則や委員会条例などに関すること、議長から諮問のあったことについての調査などを行います。

#### ● 特別委員会

特別に審査や調査などを必要とする場合に、その案件の審査や調査などが終了するまでの間、設置されます。

- ・予算審査特別委員会
- ・決算審査特別委員会
- ・議会広報特別委員会
- ・成田国際空港対策特別委員会

#### ● 諸会議

全員協議会や会派代表者会議などです。

### 請願・陳情

国または地方公共団体に対し、種々の事項に関して要望する方法の一つとして請願や陳情があります。請願は、憲法で保障された国民の権利の一つであり、議員の紹介を必要とするなど一定の要件がありますが、陳情はこれを必要としません。

### 傍聴

本会議は、どなたでも傍聴することができます。傍聴される人は、議場7階入口で傍聴者名簿に住所・氏名などを記入し、受付箱へ投函してください。

### 議会中継

市議会ホームページから、本会議の生中継と録画映像がご覧いただけます。

### 会議録の閲覧

市議会ホームページから、本会議の会議録がご覧いただけます。また、市役所1階の情報コーナーおよび6階の議会事務局、佐原中央図書館、小見川図書館でもご覧いただけます。



# 選挙

選挙管理委員会 ☎50-1227

## ✿ 選挙権

日本国民は、満18歳になると、選挙権が与えられます。ただし、投票するためには、同一市町村に引き続き3カ月以上住んでいて、かつ、選挙人名簿に登録されていることが必要です。

## ✿ このような投票制度もあります

### ● 期日前投票

出張、入院、冠婚葬祭、旅行などの理由で、投票日に投票できない人は、公示日(告示日)の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票をすることができます。

### ● 指定施設で行う不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定する病院・老人ホームなどに入院・入所している人は、その施設で不在者投票を行うことができますので、各施設にお問い合わせください。

### ● 市外(滞在地など)で行う不在者投票

学業や仕事、旅行などのため、投票日まで他の市町村に滞在する場合、香取市選挙管理委員会が交付する投票用紙などにより、滞在地などの選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。※投票用紙などの交付請求書は、市ホームページよりダウンロードし取得できます

### ● 郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けており、障害の内容が一定の要件に該当する人や、介護保険法上の要介護者で要介護5である人は、郵便により自宅などで不在者投票ができる制度があります。この制度を利用する人は、あらかじめ申請し、登録を受けておく必要があります。

### ● 点字投票

目の不自由な人は、点字による投票をすることができます。投票所で申し出てください。

### ● 代理投票

身体の故障などで、自ら投票用紙に候補者の氏名などを書くことができない場合、指定された代理者が代わって記載します。投票所で申し出てください。

## ✿ 選挙人名簿への登録

### ● 定時登録

毎年3月、6月、9月、12月の各1日現在に、登録要件を満たしている人を同日1日(1日が地方公共団体の休日に当たる場合には、直後の休日以外の日)に登録します。

### ● 選挙時登録

選挙が行われる場合、基準日と登録日を定めて登録資格の生じた人を選挙人名簿に登録します。

## ✿ 在外選挙制度

海外在住の日本国民が外国にいながら国政選挙に投票できる制度です。

この制度により投票するためには、あらかじめ「在外選挙人名簿」に登録される必要があります。

在外選挙人名簿の登録申請は、海外の居住先の管轄の在外公館に対して申請する「在外公館申請」と、出国時に最終住所地の選挙管理委員会に申請する「出国時申請」の2つの方法があります。

### ● 在外公館申請

《登録資格》 満18歳以上の日本国民で、引き続き3カ月以上その管轄する領事官の管轄区域内に住所を有している人。

《申請方法》 本人または同居の家族などが在外公館の窓口に行って申請します。登録申請は、3カ月経っていなくても行うことができます。

### ● 出国時申請

《登録資格》 満18歳以上の日本国民で、国外に転出をする旨の届出がされ、届出先(最終住所地)の市区町村の選挙人名簿に登録されている人(転出予定日までに、当該市区町村での住民票の登録が3カ月以上ある人を含む)。

《申請方法》 申請者または申請者の委任を受けた人が、最終住所地の選挙管理委員会に行って申請します。





# 市議会・選挙

## 投票所一覧

投票区	投票所	投票区域	地図座標
1	香取小学校体育館	又見、大坂原町、宮中、宮下、丁子、新市場、新部、釜塚、吉原、多田本田、多田新田および山田の区域	③・D-5
2	神南小学校体育館	下小野、返田および九美上の区域	⑥・D-4
3	福田小学校体育館	本矢作、本矢作新田、福田、福田中央、北ノ台、台深、伊地山、伊地山新田およびニュー北の台の区域	⑥・C-5
4	竟成小学校体育館	大根、上谷津、大崎、長山、与倉、観音および鳥羽の区域	⑥・C-3
5	東大戸小学校体育館	大戸、大戸川、森戸、新寺、山之辺、片野、上小川、関、片野団地および大戸団地の区域	②・A-4
6	佐原中央公民館	西関戸、諏訪上、諏訪下、竹の下、東関戸、北横宿、岩ヶ崎、岩ヶ崎台、玉造、平台、諏訪台、上宿、神明町およびいわやの区域	①・C-3
7	北佐原小学校多目的室	向津、砂場、荒川、筈島、長島、中洲、篠原新田、津宮新田、野間谷原および石納の区域	⑥・C-1
8	佐原小学校体育館	南横宿、横川岸、下分、下宿、中宿、上中宿、上宿台、上新町（旧佐原市の区域に限る。）、下新町、若松町、新橋本、新上川岸、本橋元、本町（旧佐原市の区域に限る。）、上仲町、下仲町、田宿、寺宿、八日市場（旧佐原市の区域に限る。）、荒久、牧野、高野（旧佐原市の区域に限る。）、橋替および田中の区域	③・A-5
9	旧湖東小学校体育館	八筋川、本津、大島、三島および境島の区域	⑤・C-3
10	新島小学校体育館	扇島、加藤洲、磯山、加藤洲下の洲、扇島下の洲、与田浦、附洲新田および市和田の区域	⑤・D-5
11	津宮小学校体育館	津宮（津宮新田の区域を除く。）の区域	③・D-2
12	大倉小学校体育館	大倉（大倉新田の区域を除く。）の区域	⑦・A-2
13	瑞穂小学校体育館	堀之内、谷中、寺内、寺内芝、鴉崎、西部田、西坂、西和田およびみずほ台の区域	⑥・A-2
14	香取市役所市民ホール	水郷町、寿町、下川岸、仲川岸、粉名口、粉名口団地、浜宿、本川岸、水郷大橋町、船戸、仁井宿、篠原、みどり町、旭ヶ丘、川尻、多田島、飯島および昭和町の区域	①・D-1
15	旧府馬小学校体育館	府馬、長岡（第19投票区の区域を除く。）、志高および古内の区域	⑨・B-3
16	旧第一山倉小学校体育館	新里（第19投票区の区域を除く。）、鳩山、桐谷、小川および大角の一部の区域	⑨・A-4
17	旧山倉小学校体育館	山倉および大角（第16投票区の区域を除く。）の区域	⑧・E-3
18	旧八都小学校体育館	小見、川上、高野（旧山田町の区域に限る。）、竹之内、田部および米野井の区域	⑨・B-1
19	山田支所	仁良、神生、長岡の一部および新里の一部の区域	⑨・D-5
20	栗源市民センター（さつき館）	岩部、助沢、西田部、苧毛、荒北および高萩（浅黄東部の区域に限る。）の区域	⑧・A-4
21	旧高萩小学校体育館	高萩（浅黄東部の区域を除く。）の区域	⑧・E-1
22	旧沢小学校体育館	沢の区域	⑧・C-2
23	小見川中央小学校第3棟	東大根塚、大根塚、新町東部、上新町（旧小見川町の区域に限る。）、新浜、北八軒町、南八軒町、田町および新田の区域	④・C-3
24	小見川支所1階ロビー	北小川、南小川、南原地新田、羽根川、新々田および入会地の区域	④・C-4
25	小見川社会福祉センター（さくら館）	仲町、川端、本町（旧小見川町の区域に限る。）、小路、南下宿、内浜、外浜、八日市場（旧小見川町の区域に限る。）、野田、本郷および柴町の区域	④・C-2
26	小見川B&G海洋センター	北下宿、新開町、西住金団地および東住金団地の区域	④・D-2
27	小見川東小学校体育館	阿玉川、下飯田、岡飯田、布野、川頭、北原地新田および県営住宅の区域	④・E-5
28	旧小見川南小学校体育館	五郷内、和泉、貝塚、阿玉台、久保、五郷内第1住宅および五郷内第2住宅の区域	⑨・C-1
29	小見川西小学校体育館	八本、白井、山川、東谷、虫幡、木内、油田、織幡、上小堀および新福寺の区域	⑦・A-5
30	一ノ分目青年館	一ノ分目および水郷団地（旧小見川町の区域に限る。）の区域	⑦・A-2
31	旧小見川北小学校利北分校	一ノ分目新田、三ノ分目（三ノ分目新田の区域に限る。）、富田（富田新田の区域に限る。）および大倉新田の区域	⑦・B-1
32	小見川北小学校体育館	三ノ分目（三ノ分目新田の区域を除く。）、富田（富田新田の区域を除く。）、増田、下小堀および分郷の区域	⑦・B-3